

<報道発表資料>
(経 済 同 時)

令和 8 年 5 月 1 日
京都市産業観光局地域企業振興室

令和 8 年度「商店街コラボ創出事業」補助対象事業の募集

この度、京都市では、スタートアップをはじめ、民間事業者等と商店街の連携促進により、商店街の企画力や実行力を補強しつつ、消費創出等の新たな取組の支援や商店街内の空き店舗等を活用したスタートアップ拠点づくりを支援する「商店街コラボ創出事業」の補助対象事業を募集します。

【事業概要（詳細はホームページ（裏面「申請方法」に記載）・交付要綱で御確認ください）】

● 新消費創出促進事業補助金

(1) 対象者

商店会、地域商業ビジョン推進団体、個人又は法人の事業者

(2) 対象事業

商店会又は地域商業ビジョン推進団体と民間事業者等が連携し、商店街を舞台として行う取組であり、新たな価値の創造による既存顧客と異なる層の誘客等、消費創出につながる取組

(3) 対象経費

広報費、報償費、人件費、施設整備費、店舗改修費、備品等のリース料、使用料、通信運搬費、賃借料、委託費、消耗品費 等

(4) 補助率・補助上限額

補助率 1 / 2、補助上限額 1 0 0 万円

※ 新たな消費創出であって、かつ地域の課題解決につながる公益性を有する取組は、補助率を 2 / 3 に引き上げます。

● 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金

(1) 対象者

スタートアップ（ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ創業 1 0 年目以内の個人又は法人の事業者であって、短期間で急成長を目指すもの）等

(2) 対象事業

市内の商店街に新たな事業所を開設する事業

(3) 対象経費

賃料、事業所整備費

(4) 補助率・補助上限額

補助率 2 / 3、補助上限額 4 0 0 万円

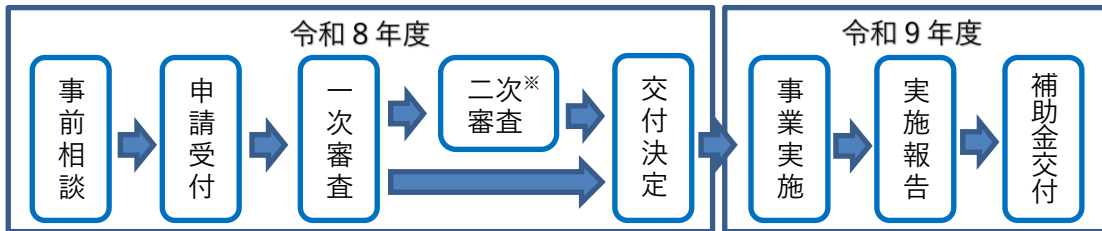
● 事業対象期間

令和9年4月1日（木）～ 令和10年3月31日（金）

※ 令和9年4月より前に実施するものでも、実施完了が令和9年4月以降になるものであれば、対象となる場合があります。

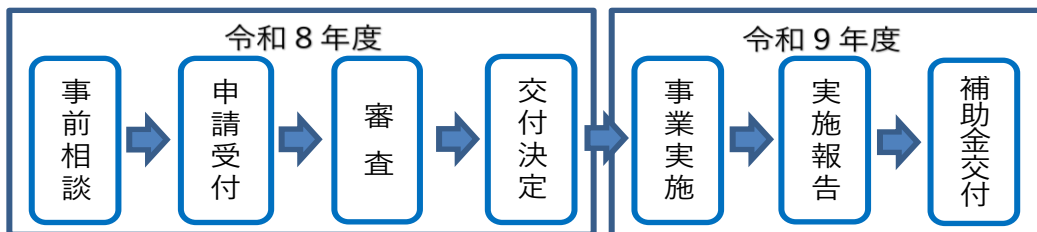
● 補助金交付までの流れ

(1) 新消費創出促進事業補助金



※二次審査は、一次審査の結果等を踏まえ、必要に応じて実施いたします。

(2) 空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金



● 申請方法

(1) 受付期間：令和8年5月7日（木）～ 同年11月30日（月）

①新消費創出促進事業補助金については、受付期間終了後に審査を実施します。

②空き店舗等を活用したスタートアップ拠点設置実証事業補助金については、申請受付が完了した団体から随時審査を実施します。

※ 上記受付期間中であっても、予算に達し次第受付を終了する場合があります。

(2) 受付方法：郵送又は E-mail

申請書等は、二次元コード又は下記からダウンロードしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000353028.html>

※ 申請される前に必ず下記「お問合せ先」に事前に御相談ください。



< 申請先・お問合せ先 >

京都市産業観光局地域企業振興室 商業振興担当 宛

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話：075-222-3340

（受付時間：午前8時45分～正午、午後1時～午後5時30分 ※平日のみ）

E-mail：shogyo@city.kyoto.lg.jp